令和６（行ウ）第１０２号　自由に不妊手術等を受けることのできる地位確認等請求事件

原　告　　梶谷風音　外４名

被　告　　国

準備書面（７）

令和７（２０２５）年９月２日

東京地方裁判所民事第３８部Ｂ２係　御中

原告ら訴訟代理人弁護士　　亀　　石　　倫　　子

外５名

原告は、本準備書面において、被告提出の令和7年8月29日付「求釈明に対する回答書」を受け、母体保護法3条1項、法28条及び法34条に関する当事者の主張を改めて以下のとおり整理する。

1　法28条「故なく」に関する被告の主張の整理

被告は、第3準備書面16頁において、法3条は正当業務行為として適法に不妊手術を実施できる場合の一類型を注意的に明示したにとどまり、同条に該当しない医師による生殖不能目的の手術等について全面的に違法性を阻却する余地を否定するものではないと主張する。そして、法28条は「この法律の規定による場合」のほか「故なく」生殖不能目的の手術等を禁止すると定めていることから、正当業務行為に該当する場合に加え、「相当な理由」がある場合を除いて不妊手術を禁止しているのであり、法3条もこれと同趣旨

であると主張する。

このような主張を受けて、原告らが「故なく」の解釈について釈明を求めたところ、被告は、「故なく」に当たらない場合としては、正当業務行為や緊急避難に該当する場合に加えて、医師が医療目的で行った措置で社会的相当性を欠くものとは認められない場合も含まれ得るが、そのような場合が広く認められるものではないと主張し、さらに、「故なく」に当たらない具体的な例として性同一性障害者に対する性別適合手術を挙げている（求釈明に対する回答書6～7頁）。

2　法3条本件各要件の審理判断の必要性

被告は、以上の解釈を前提に、不妊手術は法3条に該当する場合のほか「故なく」の要件を欠く場合にも許容されるのであるから、本件各要件の憲法適合性について議論する必要はない旨主張している（被告第3準備書面5・16頁）。

他方で、被告は、本件地位確認の訴えについて請求棄却を求めている（答弁書4頁）。もし、被告が原告　　の不妊手術に「相当な理由」があると考えているのであれば、原告　　の地位に争いはないはずであるから、被告の認否を前提とすれば、被告自身が、原告　　の不妊手術について「故なく」実施されるものと考えていることは明らかである。

現に、原告　　は性別適合手術を望んでいるわけではなく、また、被告のいうところの「医療上の必要性」から不妊手術を望んでいるものでもない。当然ながら、医師が危難を避けるために不妊手術を行うといった緊急避難に当たるような極めて例外的な事情も存在しない。

そうすると、原告　　が不妊手術を受けられない理由は、法3条の本件各要件を満たさないことに尽きる。そうである以上、本件各要件の憲法適合性について審理判断される必要がある。

3　結論

したがって、本件各要件について審理判断する必要性がない旨の被告の主張は採用

することができない。原告は、このことを前提として次回期日に反論の書面を提出する予定である。

仮に、被告が、母体保護法の下における原告　　の不妊手術の可否及びその理由についての上記整理（すなわち、被告が本件地位確認の訴えの棄却を求めているのは、原告　　の不妊手術が「この法律の規定による場合」に当たらず、かつ、「故なく」に該当するという立場によるものであるという整理）と異なる主張をするのであれば、被告の立場を明確にされたい。

以　上